

川崎市生活習慣病重症化予防事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条及び川崎市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）、並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第125条に基づき、生活習慣病の重症化を予防することにより、医療費の適正化及び川崎市国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療被保険者（以下「被保険者等」という。）の健康保持増進を図るために必要な事項を定める。

（実施主体）

第2条 本事業の実施主体は、川崎市とする。ただし、本事業の一部を、適切な運営が確保できると認められる事業者に委託できるものとする。

（対象となる者）

第3条 本事業の対象は、40歳以上の川崎市国民健康保険の加入者、又は75歳以上の神奈川県後期高齢者医療制度加入者で川崎市の住民基本台帳に記録されている者のうち、川崎市国民健康保険特定健康診査若しくは川崎市後期高齢者健康診査（以下「特定健診等」という。）の結果、（1）から（3）の条件の全てに該当する者若しくは（4）に該当する者とする。

（1）HbA1c 6.5%以上又は空腹血糖値 126 mg/dl 以上

（2）eGFR 60 ml/分/1.73 m²未満又は尿蛋白±以上

（3）特定保健指導非該当者

（4）川崎市医師会から指定のあった者

2 次の条件のいずれかに該当する者は、対象から除外する。

（1）人工透析（腹膜灌流も含む）治療中、1型糖尿病、糖尿病性腎症、慢性腎不全若しくは糖尿病性腎症以外の腎疾患である者又は腎移植手術を受けた者

(2) がん、難病等の慢性疾患の治療を継続して受けている者

(ただし、治療が終了し、経過観察中の者は対象者とするところがある。)

(3) 終末期及び認知機能障害がある者

(4) 精神疾患を有する者

(ただし、不安神経症、うつ病、不眠症、心身症等は対象者とするが、これらの精神疾患であっても症状の安定が確認できない場合は除外者とするところがある。)

(5) 介護保険法（平成9年法律第123号）による要介護認定の結果、要介護3以上の者

(6) 介護保険法（平成9年法律第123号）による施設サービスを利用している者

(7) 糖尿病透析予防指導管理料、生活習慣病管理料、栄養食事指導料の算定対象となっている者

(8) 事業の実施に問題があるとかかりつけ医が判断した者

(9) その他、本事業の対象者として適切でない者

(対象者の決定)

第4条 健康福祉局保健医療政策部健康増進課（以下「健康増進課」という。

）は、第3条第1項及び第3条第2項に基づき、対象者の候補者を抽出し、対象者を決定するものとする。なお、抽出については事業者へ委託することができるものとする。

(実施期間)

第5条 本事業の実施期間は、川崎市国民健康保険データヘルス計画に定める期間とする。

(実施内容)

第6条 本事業は、第4条で決定した対象者に対して、次に定める事項を実施

する。

(1) 受診勧奨

(ア) 当該年度対象者への受診勧奨

健康増進課より委託された事業者（以下「委託事業者」という。）は、第4条で決定した対象者（以下「対象者」という。）のうち、未受診もしくは6か月以上受診を中断している者に対し、治療の必要性を説明するとともに、医療機関への受診を勧めることとする。

(イ) 前年度対象者への受診勧奨

健康増進課は、レセプトデータを活用し、前年度対象者の受診状況の確認を行い、委託事業者へ受診勧奨を行う対象者リストを提供し、委託事業者はそのリストを元に、対象者へ受診勧奨を行う。

(2) 保健指導

委託事業者は、対象者（但し、65歳以上はHbA1c7.0%以上とする）のうち、現在糖尿病で治療中の者に対し、保健指導を実施する。

(3) 評価

本事業の評価は、健康増進課で行う。

(情報セキュリティの確保)

第7条 本事業で取り扱う情報の管理に際しては、個人情報の保護に関する法律、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例、川崎市職員の保有個人情報の取扱い等に関する規則、川崎市情報セキュリティ基準に準ずるものとする。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。